

# 令和6年度 紙おむつ購入券の利用について

この事業は、おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者等及びその介護にあたる家族の経済的負担の軽減などを目的として実施するものです。

## ○対象者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者(40～64歳)で、次のいずれかに該当する方

- ①要介護4・5の方
- ②要介護1～3で、かつ認知症のある方
- ③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方
- ④身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- ⑤愛の手帳の度数が1・2度の方



≪荒川区ホームページ≫

※介護保険施設に入所している方(特別養護老人ホームに入所中の方で一時的に入院している場合も含む)、生活保護を受給している方、及び「荒川区重度心身障害者(児)紙おむつ購入費助成事業」による助成を受けている方を除く

※④・⑤に該当の第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当した場合のみ対象

## ○助成内容

紙おむつ購入券を支給します。3カ月ごとに郵送にてお送りします。

非課税の方 …月額 7,800円 (額面2,600円の購入券3枚)

課税の方 …月額 3,900円 (額面1,300円の購入券3枚)を限度として支給します。

おむつ券	発送月	おむつ券	発送月
4・5・6月分	3月末	10・11・12月分	9月末
7・8・9月分	6月末	1・2・3月分	12月末

※額面の1割分の自己負担金が発生します

【例】2,700円の紙おむつを、額面2,600円の購入券で購入する場合

(額面の1割)260円 + (購入代金と額面の差額)100円 = (自己負担分)360円

## ○購入方法

購入券に同封した「購入指定店一覧表」の店舗で購入してください。

※おつりは出ません。

※購入できる品目: おむつカバー、フラットタイプ型、はくパンツタイプ型

テープ止めタイプ型、パットタイプ型、防水シート(使い捨て可)

※令和6年4月より品目追加致しました!!

## ○変更手続

利用者の状況に変更があった際、**まずは必ず、お電話にてご連絡ください。**

<p><b>病院・施設への入院・転院等により、紙おむつの持ち込みが出来ない場合</b> ※届出月の前月分まで遡及して変更可能です 【例】9月に届出の場合、8月分から変更可能です(8月分以降のおむつ券がすべて残っている場合のみ)</p>	<p>おむつ代助成へ</p>	<p><b>おむつ代(現金)助成に変更します</b> 下記◎の提出をもって変更が完了となります ◎変更する月分(1か月3枚)の購入券を返却 ◎「(振込先口座)登録申請書」を提出  【例】8月分からおむつ代助成に変更の場合 お渡している8月分以降、<u>すべてのおむつ券をご返却</u>いただきます。</p>
<p>介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所、退所した場合</p>	<p>停止</p>	<p>入所期間中は、おむつ券の助成は停止となります。</p>
<p>・特別養護老人ホームに入所 ・区外転出・死亡 ・生活保護を受給開始</p>	<p>廃止</p>	<p>おむつ券の助成は廃止となります。</p>
<p>修正申告等で住民税の課税状況が変わった場合</p>	<p>助成額変更</p>	<p><b>助成額を変更します。</b> <b>ご連絡いただかないと変更になりません。</b> (4-9月分)助成額は、令和5年度の課税状況、 (10-3月分)助成額は、令和6年度の課税状況に応じて助成致します。</p>
<p>住所地以外におむつ券の送付を希望する場合</p>	<p>送付先変更</p>	<p>希望する送付先をご連絡ください。</p>

次のようなことが判明した場合は、支給決定が取り消しとなります。  
購入券を他人に譲渡した場合、購入できる品目以外を購入した場合、その他不正使用の場合

## ○問い合わせ先

ご不明な点は下記までお問合せください。  
荒川区役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係 【2階◎番窓口】  
☎ 03(3802)3111 内線 2675